

告示

埼玉県告示第七百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
入西北部土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届
出があった。

令和四年七月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	森田 精一	埼玉県坂戸市大字戸口四百四十八番地